観音寺市公告第113号

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、観音寺市契約規則（平成17年観音寺市規則第52号。以下「規則」という。）第６条の規定により公告する。

令和８年11月16日

観音寺市長　　佐　伯　明　浩

１　入札に付する事項

（１）業 務 名　　観音寺市斎場燧望苑火葬業務等委託

（２）履行場所　　観音寺市斎場 燧望苑

（３）業務概要

ア　別紙仕様書のとおり

イ　予定価格　　事後公表

（４）履行期間　　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

２　入札参加資格等要件

この入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（１）　令和８・９年度観音寺市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に「各種委託業務等」で登録（以下「名簿登録」という。）がある者。ただし、新たに名簿登録しようとする者は、令和８年12月１日（火）までに登録の手続が完了していること。

（２）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（３）　参加申請日から落札者決定の日までの間において、観音寺市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成23年観音寺市告示第25号。以下「措置要領」という。）による指名停止期間中の者でないこと。

（４）　破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続又は再生手続開始の申立てがなされた場合は、更生計画又は再生計画の認可決定がなされていること。

（５）　次に掲げる団体でないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある団体

イ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第３条の公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職に当たる者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的としている団体

ウ　宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体

（６）　香川県内に本社又は営業所を有する者であること。ただし、入札参加時点で県内に営業所等を有していない者であっても、落札後に速やかに県内へ営業所等を設置し、契約締結日までにその体制を整備できる場合は、本要件を満たしているものとみなす。

（７）　自治体が所有する施設において、複数年度にわたる火葬業務に関する委託契約を請け負った者又は請け負っている者のうち、次のいずれかに該当するものであること。

ア　令和２年度以降、元請として当該契約の履行を完了した実績を有する者

イ　元請として現に当該契約を履行しており、令和８年 11 月 16 日時点において当該契約の履行を開始した日から起算して１年を超える者

（８）　火葬業務従事歴３年以上の経験者を１名以上配置出来ること。

３　スケジュール

項　　目	日　時　等
公告、仕様書等公表	令和８年 11 月 16 日（月）
質疑受付	令和８年 11 月 17 日(火)から令和８年 12 月 11 日(金)まで（12 月 11 日(金）は正午まで）
質疑回答	令和８年 11 月 17 日(火)以降随時（観音寺市ホームページ）
入札参加申込期限	令和８年 12 月１日（火）午後５時必着
入札参加資格者の決定通知	令和８年 12 月８日（火）発送予定
入札及び開札	令和８年 12 月 23 日（水）午前 10 時

※　現地確認について

現地確認希望者は、申請を書面（任意）により令和８年 11 月 30 日（月）までに電子メール又はＦＡＸで提出すること。

実施日時については、市が連絡した日時を開始時間とし、1 時間を限度とする。

現地確認は、１者３名以内とし、その際の写真撮影は禁止する。

４　入札参加資格の確認等

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、入札参加資格があると認められた者に限り、入札参加の対象とする。

（１） 提出書類

ア　入札参加資格確認申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）

イ　業務実績調書（様式第２号）

ウ　業務経験者調書（様式第３号）

エ　支店、営業所等調書（様式第４号。ただし、香川県内に本社がある場合又は入札参加時点で県内に営業所等を有していない者であっても、落札時に速やかに県内へ営業所等を設置し、契約締結日までにその体制を整備できる場合は提出不要）

（２） 受付期間等

ア　受付期間　　令和８年 11 月 16 日（月）午前８時 30 分から令和８年 12 月１日（火）午後５時 15 分まで（12 月１日（火）は午後５時まで）

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日を除く。

イ　提出場所等　観音寺市市民部市民課（市役所本庁１階）まで持参又は郵送（簡易書留に限る。）にて提出すること。なお、郵送の場合は、未着、遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

※電子メール及びＦＡＸでの提出は認めない。

〒768-8601　観音寺市坂本町一丁目１番１号

観音寺市役所　市民部市民課（本庁舎１階）

（３） その他

ア　入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、令和８年 12 月８日（火）に文書にて通知する。

イ　申請書等の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

５　質問及び回答

（１） 質問方法等

ア　質問方法　書面（任意様式）により電子メール又はＦＡＸで提出すること。なお、件名「観音寺市斎場燧望苑火葬業務等委託入札に関する質問書」並びに会社名及び担当者名を必ず明記すること。提出した場合は、提出した旨を電話により必ず連絡すること。

イ　受付期間　令和８年 11 月 17 日（火）から令和８年 12 月 11 日（金）まで（12 月 11 日（金）は正午まで）

ウ　提出先　　観音寺市市民部市民課

E－mail　shimin@city.kanonji.lg.jp

ＦＡＸ　　0875-23-3959

（２） 回答

令和８年 11 月 17 日（火）以降、随時、観音寺市ホームページに掲載する。

6　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

（1）　入札参加が認められなかった者は、その理由について、市長に対して説明を求めることができる。

（2）　（1）の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和８年 12 月 15 日(火)午後５時まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。）に、４（2）提出場所へ持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。

（3）　（1）の説明を求めた者に対する回答は、令和８年 12 月 18 日（金）までに書面にて行う。なお、この入札は、この手続が完了したことを確認して行うものとする。

7　入札、開札等

（1）　日　時　　令和８年 12 月 23 日（水）午前 10 時

（2）　場　所　　香川県観音寺市坂本町一丁目１番１号
　　観音寺市役所４階 401 会議室

（3）　入札書の提出方法　　持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは認めない。

（4）　入札執行回数は２回までとし、初回の入札で落札者がいない場合は再度の入札を行う。

（5）　再度の入札においても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により、最低入札価格の応札者と随意契約に向けての協議を行う。

8　入札書に記載する金額

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額（５年間の総額）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業であるかを問わず、見積もった契約希望金額 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9　入札保証金

入札保証金は、規則第９条第２号の規定に基づき免除する。

10　入札の無効等

（1）　入札参加資格がないと認められた者及び入札参加資格の確認を受けた者のうち、入札までの間において「２　入札参加資格等要件」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札に参加することができない。

（2）　入札者は、入札に先立って入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。提出しない者は入札に参加することができない。

（3）　入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札、観音寺市斎場燧望苑火葬

業務等委託に係る入札の心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消すものとする。

（４）　２回目の入札前に、初回入札での最低入札額を発表することとし、当該最低入札額以上の入札は失格とする。

11　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行が行われないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

12　契約の締結

（１）　落札者の決定後、当該入札に付する委託契約の締結までの間において、当該落札者が「２　入札参加資格等要件」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

（２）　契約の締結に当たっては、観音寺市が契約書を作成するものとする。

13　その他

（１）　申請書等に虚偽の記載をした場合は、措置要領に基づき指名停止の措置の対象となることがある。

（２）　業者の変更があった場合は、本業務落札者と前事業者等との引継を令和９年４月の業務委託開始前に必ず実施すること。この際の費用等は、落札者の負担とする。また、火葬業務を円滑に行えるよう引継に協力すること。

（３）　（１）及び（２）に定めるもののほか、入札参加者は、規則その他の関係法令を遵守すること。

（４）　落札者は、履行期間中において継続して名簿登録すること。

14　問い合わせ先

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目１番１号
観音寺市市民部市民課
電話：0875-23-3924　FAX：0875-23-3959
Ｅ-mail:shimin@city.kanonji.lg.jp